

地域課題解決のためのネットワーク構築事業実施要領

目次

第1章	総則（第1条）
第2章	ネットワーク事業（第2条―第10条）
第3章	地域連携促進事業（第11条―第15条）
第4章	審査委員会（第16条―第21条）
第5章	審査（第22条―第24条）
附則	

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、地域に活動基盤を持つNPOを核として町内会等と協働し、地域の活性化につながる仕組みの構築と魅力ある地域づくりを進める事業（以下「ネットワーク事業」という。）、及びまちづくりのスキル・ノウハウ等を有するNPOを対象として地域で活動するために必要な知識習得や派遣により、地域で活動するきっかけづくりを支援する事業（以下「地域連携促進事業」という。）を行うため、地域課題解決のためのネットワーク構築事業の実施に関して、必要な事項を定める。

第2章 ネットワーク事業

（用語の定義）

第2条 ネットワーク事業で使用する用語は、地域課題解決のためのネットワーク構築事業補助金交付要綱（平成29年6月16日市民文化局長決裁。以下「要綱」という。）で使用する用語の例による。

（採択方法）

第3条 ネットワーク事業の採択は、公募型プロポーザル方式で実施する。

（事業要件）

第4条 ネットワーク事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 非営利かつ不特定多数の地域住民を対象とした事業であること。
- (2) NPOが実施主体となり、地域の課題に取り組む新たな事業であること。
- (3) 事業に関わる活動団体の間で、既に連携・協力関係が構築されていること。
- (4) 札幌市内で活動を行う事業であること。
- (5) 補助金を交付した次年度以降も、継続できる仕組みを有する事業であること。
- (6) 特定の個人又は団体等に限定した親睦又はレクリエーションを主たる目的とする事業でないこと。
- (7) 特定の個人又は団体等の営利を目的とした事業でないこと、若しくは、その広告・宣伝が直接の目的であると認められる事業でないこと。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業でないこと。
- (9) 公序良俗に反する事業でないこと。

(10)補助金の交付年度において、札幌市からの委託や他の助成金等を受ける又は受ける予定の事業でないこと。

(応募要件)

第5条 ネットワーク事業の公募型プロポーザルに応募する者（以下「応募者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすNPO（法人格を有しない団体はその代表者）とする。

- (1)札幌市内に事務所を有するNPOであること。
- (2)NPOは、継続して1年以上の活動実績があること。
- (3)札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当していないこと。
- (4)札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5)構成員が10人以上の団体であること。
- (6)宗教活動や政治活動が主たる目的の団体ではないこと。
- (7)特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいい、候補者を含む。）及び政党の推薦並びに反対等が活動の目的となっていないこと。
- (8)特定の政党のために利用されていないこと。
- (9)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (10)暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (11)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- (12)会則及び会計に係る規則等を設けていること。

2 応募者と連携する団体は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1)札幌市内に事務所を有すること。
- (2)継続して半年以上の活動実績があること。
- (3)札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当していないこと。
- (4)札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5)宗教活動や政治活動が主たる目的の団体ではないこと。
- (6)特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいい、候補者を含む。）及び政党の推薦並びに反対等が活動の目的となっていないこと。
- (7)特定の政党のために利用されていないこと。
- (8)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (9)暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (10)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- (11)会則などの規則等を設けていること。

(応募方法)

第6条 応募者は、地域課題解決のためのネットワーク構築事業企画提案提出書（様式1）に、次の各号に掲げる書類を必要に応じて添付して提出するものとする。

- (1) 地域課題解決のためのネットワーク構築事業企画提案書（様式2）
- (2) 地域課題解決のためのネットワーク構築事業連携確認書（様式3）
- (3) 地域課題解決のためのネットワーク構築事業収支予算書（様式4）
- (4) 直近年度の事業報告書（活動内容の説明）・活動計算書・その他必要に応じ活動内容の分かる資料
- (5) 納税に関する申出書（様式5）
- (6) 登記事項証明書
- (7) 代表者に関する申出書（様式6）
- (8) 代表者に関する住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し
- (9) 団体の組織及び規模（構成員等）が分かるもの
- (10) 定款や規則等の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

（応募費用）

第7条 公募型プロポーザルの応募に要する費用については、応募者の負担とする。

（再公募）

第8条 企画提案の補助金申請予定額の合計額が予算の範囲に達しないときは、別に定める基準により企画提案の再公募を行うことができる。

（事業の報告）

第9条 実施主体は、補助対象事業終了日の翌日から起算して14日以内又は補助対象年度の2月末日のいずれか早い日までに、ネットワーク事業に関わる進捗その他の状況について、実施状況報告書（様式7）により報告するものとする。

（市の支援）

第10条 ネットワーク事業の継続により地域の活性化につなげていくため、事業の実施に関して実施主体から協力要請があったときは、市は市の広報媒体によるPR、その他関係部局との調整等、必要な措置に努めるものとする。

2 前項の措置は報告期間も同様とする。

第3章 地域連携促進事業

（用語の定義）

第11条 地域連携促進事業で使用する用語は、地域連携促進事業補助金等交付要綱（平成29年6月16日市民文化局長決裁。）で使用する用語の例による。

（活動要件）

第12条 連携促進事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 非営利であること。
- (2) 札幌市内で行う活動であること。
- (3) 特定の個人又は団体等に限定した親睦若しくはレクリエーションを主たる目的としたものでないこと。

(4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業でないこと。

(5) 公序良俗に反する事業でないこと。

(応募要件)

第 13 条 地域連携促進事業に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす N P O（法人格を有しない団体はその代表者）とする。

(1) 札幌市内に事務所を有する N P O で、活動実績が 1 年以上であること。

(2) 地域のまちづくりに活用できるスキル・ノウハウ等を有し、町内会等の地域との連携促進に向けた取組に参加を希望する N P O であること。

(3) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。

(4) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(5) 構成員が 10 人以上の団体であること。

(6) 宗教活動や政治活動が主たる目的の団体ではないこと。

(7) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいい、候補者を含む。）及び政党の推薦並びに反対等が活動の目的となっていないこと。

(8) 特定の政党のために利用されていないこと。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）でないこと。

(10) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。

(11) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

(12) 会則及び会計に係る規則等を設けていること。

(応募方法)

第 14 条 応募者は、地域連携促進事業参加申込書（連一様式 1）に、次の各号に掲げる書類を必要に応じて添付して提出するものとする。

(1) 地域連携促進事業活動内容等説明書（連一様式 2）

(2) 直近年度の事業報告書（活動内容の説明）・活動計算書・その他必要に応じ活動内容の分かる資料

(3) 納税に関する申出書（連一様式 3）

(4) 代表者に関する申出書（連一様式 4）

(5) 代表者に関する住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条第 1 項に規定する住民票の写し

(6) 登記事項証明書

(7) 団体の組織及び規模（構成員等）が分かるもの

(8) 定款や規則等の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

(応募費用)

第 15 条 応募に要する費用については、応募者の負担とする。

第4章 審査委員会

(審査委員会の設置)

第16条 企画提案等の審査を行うため、地域課題解決のためのネットワーク構築事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ネットワーク事業の審査に関すること
- (2) 地域連携促進事業の審査に関すること
- (3) その他、必要な事項に関すること

3 委員会は、審査委員（以下「委員」という。）5名をもって組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者（以下「学識経験者」という。）4名及び札幌市市民文化局地域振興部市民自治推進室長とし、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、委嘱日から委嘱日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(審査委員長)

第17条 委員会に審査委員長（以下「委員長」という。）を置く。

2 委員長は委員の互選により選出された委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第18条 委員会は、委員長を含む委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、委員長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。また、事前に追加で審査資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第19条 委員は、公正かつ客観的な審査に努めなければならない。

2 委員は、第16条第2項に定める事項に関して、応募者その他利害関係者との接触及び企画提案や応募内容への関与を行ってはならない。

3 委員は、利害関係が認められる企画提案及び応募内容の審査に加わることはできない。

4 委員は、審査の過程及びその結果において知り得た情報を漏えいし、並びに自己及び他者の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

5 委員の氏名は委員会の開催後に公表する。

(委員報酬)

第20条 学識経験者の委員には、委員会1回の出席につき、札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）別表に掲げるもののうち、市民まちづくり活動促進テーブル委員の報酬日額を準用して支給するものとする。ただし、第16条第2項に定める事項に関して同じ回の委員会で実施した場合は、併せて1回分の報酬を支払うものとする。

(庶務)

第21条 委員会の庶務は、市民文化局地域振興部市民自治推進室において行う。

第5章 審査

(ネットワーク事業の審査)

第22条 ネットワーク事業の審査は、第一次審査及び第二次審査とする。

- 2 第一次審査は、事業要件及び応募要件並びにその他必要な事項に関する書類審査とする。
- 3 評価項目は別表1に掲げるとおりとし、第二次審査も同様とする。
- 4 第一次審査における企画提案の採点は、委員1名につき一の企画提案に対して、100点を満点とし、各委員の採点を集計した合計点が6割以上、かつ、合計点が多いものから順に、委員の協議により第二次審査の対象とする。なお、合計点は第二次審査に持ち越さないものとする。
- 5 第一次審査は非公開とする。
- 6 第二次審査は、第一次審査を通過した応募者等によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングとする。
- 7 第二次審査における企画提案の採点は、委員1名につき一の企画提案に対して、100点を満点とし、各委員の採点を集計した合計点が6割5分以上、かつ、合計点の多いものから順に優れた企画提案として採択する。
- 8 合計点が同点となった企画提案は委員長の決するところによる。
- 9 プレゼンテーション及び委員によるヒアリングは公開とする。ただし、委員長が認めるときは非公開とすることができる。

(地域連携促進事業の審査)

第23条 地域連携促進事業の審査は、書類審査とする。

- 2 評価項目は別表2に掲げるとおりとする。
- 3 審査における採点は、委員1名につき50点を満点とし、各委員の採点を集計した合計点が6割5分以上、かつ、合計点の多いものから順に採択する。
- 4 審査は非公開とする。

(提案等の無効)

第24条 企画提案及び応募内容が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、委員会は無効にすることができる。

- (1)事業要件（活動要件）、応募要件又は応募方法に掲げる要件に適合しない場合
- (2)提出書類の記載すべき事項に全部又は一部が記載されていない場合
- (3)提出書類の記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4)提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

附則（平成25年3月29日）

- この要領は平成25年4月1日から施行する。
この要領は平成26年4月1日から施行する。
この要領は平成28年4月1日から施行する。
この要領は平成28年8月1日から施行する。
この要領は平成29年6月16日から施行する。
この要領は平成30年5月23日から施行する。
この要領は令和2年4月7日から施行する。
この要領は令和4年5月23日から施行する。
この要領は令和5年4月1日から施行する。
この要領は令和6年4月1日から施行する。

この要領は令和7年4月4日から施行する。

別表 1

地域課題解決のためのネットワーク構築事業評価項目

(1年目の申請事業)

評価項目		配点
地域課題の把握	的確に課題を把握し、地域課題解決のための事業目的が明確に設定されているか	30
事業内容	事業の効果性、計画性、実現性が適切なものであるか	30
連携・役割	実施主体と連携団体の連携関係が構築されているか	20
継続性	地域に定着した活動となり、自立して継続していくための仕組みの構築が期待できる事業内容であるか	20

(2年目及び3年目の申請事業)

評価項目		配点
地域課題の把握	前年度の活動を踏まえ地域課題を把握・分析し、適切な目標設定ができているか	20
事業内容	前年度の活動を踏まえ、地域課題解決に向けた効果的な活動の計画となっているか	30
前年度実績・分析	前年度までの活動が計画どおり実行され、その成果や手法について適切に自己分析されているか	30
継続性	地域に定着した活動となり、自立して継続していくための仕組みの構築が期待できる事業内容であるか	20

別表 2

地域連携促進事業評価項目

評価項目		配点
活動状況	これまでの団体の活動状況	10
スキル・ノウハウ	スキル・ノウハウがまちづくり活動につながる内容であるか	10
地域ニーズ	地域のニーズに合致したプログラムを提供できるか	10
地域コミュニティ活性化	地域住民の交流などが促進され、コミュニティの活性化が期待できるか	10
発展の可能性	地域と連携及び活動が発展していく可能性があるか	10

様式 1

年 月 日

(宛先) 札幌市長

名 称
事務所所在地
代表者の氏名
電 話 番 号
E-M a i l

地域課題解決のためのネットワーク構築事業
企画提案提出書

地域課題解決のためのネットワーク構築事業実施要領第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて応募いたします。

記

1 企画提案事業名

2 添付書類

名 称			実施主体	連携団体
(1)	様式 1	企画提案提出書		—
(2)	様式 2	企画提案書		—
(3)	様式 3	連携確認書	—	
(4)	様式 4	収支予算書		—
		別添 1 ～委託に関する説明書		—
		別添 2 ～備品購入に関する説明書		—
(5)	様式 5	納税に関する申出書		
(6)	直近年度の事業報告書（活動内容の説明）・活動計算書・ その他必要に応じ活動内容の分かる資料 (既存の団体パンフレット等を添付する場合)			
(7)	様式 6	代表者に関する申出書及び住民票		
(8)	登記事項証明書			
(9)	団体の組織及び規模(役員や構成員等)がわかるもの			
(10)	規則等の写し			

※ 添付した書類は部数を確認又は記載し、チェック欄に✓を入れてください。

地域課題解決のためのネットワーク構築事業
企画提案書

1 企画提案の概要

事業名				
事業の概要				
事業実施地域				
地域課題				
実施主体	団体名			
	担当者		電話番号	
	メール			
連携団体	団体名			
	担当者		電話番号	
	メール			

2 地域課題の概要

具体的な地域課題	
地域課題を把握した経緯や把握するために行った取組とその成果	

3 実施主体と連携団体の連携関係

連携の経緯		
連携団体との活動実績		
連携による メリットと効果	実施主体	
	連携団体	

4 事業の目的・目標

事業の目的		
事業の目標	目標達成の度合いを測るための指標	
	指標	
	指標と設定した理由	
	段階別の目標	
	短期的 (1年後)	1年目の目標： %
	中期的① (2年後)	2年目の目標： %
	中期的② (3年後)	3年目の目標： %
長期的 (5年後)	5年目の目標： %	

5 具体的な事業内容

(1) 実施内容の詳細

活動期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月
具体的な事業内容	
効果	

(2) 実施スケジュール

	事業実施内容	実施場所	予算
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
1 月			
2 月			

(3) 事業のPR方法

[illegible]

(4) 各団体の役割

活動主体	
連携団体	

(5) 役割一覽

[illegible]

6 事業継続の仕組み

次年度以降の計画
資金調達の方法・計画
その他

7 その他PRしたい事項（これまでの活動実績やこの事業で活用できるノウハウなど）

--

注1 具体的、簡潔に記載してください。

2 記載欄が不足する場合は、別紙により提出してください。

地域課題解決のためのネットワーク構築事業
企画提案書

1 企画提案の概要

事業名				継続 年目
事業の概要				
事業実施地域				
地域課題				
実施主体	団体名			
	担当者		電話番号	
	メール			
連携団体	団体名			
	担当者		電話番号	
	メール			

2 地域課題の概要

具体的な地域課題	
地域課題を把握した経緯や把握するために行った取組	

3 事業の目的・目標

事業の目的		
事業の目標	目標達成の度合いを測るための指標	
	指標	
	指標と設定した理由と確認するための手法	

	段階別の目標	
	短期的 (1年目)	実績： % (当初の目標： %)
		【自己評価・分析】
	中期的 (2年目)	2年目の目標： %
	中期的 (3年目)	3年目の目標： %
	長期的 (5年目以降)	5年目の目標： %

4 前年度の事業について

前年度の事業概要 及びスケジュール	
前年度の事業成果	
自己評価・改善点	

5 具体的な事業内容

(1) 実施内容の詳細

活動期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月
具体的な事業内容	
効果	

(2) 実施スケジュール

	事業実施内容	実施場所	予算
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
1 月			
2 月			

(3) 事業のPR方法

[illegible]

(4) 各団体の役割

活動主体	
連携団体	

(5) 役割一覽

[illegible]

6 事業継続の仕組み

次年度以降の計画
資金調達の方法・計画
その他

7 その他PRしたい事項（これまでの活動実績やこの事業で活用できるノウハウなど）

--

注1 具体的、簡潔に記載してください。

2 記載欄が不足する場合は、別紙により提出してください。

地域課題解決のためのネットワーク構築事業
連携確認書

名称	
事務所所在地	
代表者	

地域課題解決のためのネットワーク構築事業に関わる企画提案について、地域課題解決のためのネットワーク構築事業補助金交付要綱第 4 条に規定する補助対象事業に採択されたときは、下記のとおり、事業の実施について連携・協力いたします。

記

- 1 企画提案事業名
- 2 実施主体の名称
- 3 団体の概要、活動地域
- 4 本事業での具体的な役割

注 1 連携団体が記載してください。

注 2 連携・役割の内容は、具体的、簡潔に記載してください。

注 3 記載する欄が不足する場合は、別紙により提出してください。

地域課題解決のためのネットワーク構築事業
収支予算書

企画提案事業名：

項 目		予 算 額	内 訳
収 入	補助金申請予定額	円	
		円	
		円	
	合 計	円	
支 出	補助対象経費		円
			円
			円
			円
			円
			円
		小 計	円
	補助対象外経費		円
			円
			円
			円
		小 計	円
	合 計		円

- 注 1 内訳欄には、項目欄の詳細を記載してください。連携による負担軽減などの効果がある場合は、併せて記載してください。
- 注 2 記載欄が不足する場合は、適宜、追加してください。
- 注 3 人件費については、補助申請額の 20%以内とします。積算根拠を明記してください。
- 注 4 委託料については、同一相手方との合計が 20 万円以上となる場合は、委託に関する説明書（別添 1）と見積書を添付してください。
- 注 5 使用料及び賃借料については、収支予算書内に使用期間や使用頻度を記載してください。
- 注 6 備品購入費については、補助申請額の 20%以内とします。
備品購入に関する説明書（別添 2）を添付してください。
予算額が 10 万円以上となる場合は、全ての備品の見積書を添付してください。
- 注 7 事業に関する収入は、原則、補助対象経費に充当することといたします。

納税に関する申出書

地域課題解決のためのネットワーク構築事業に関わる企画提案について、地域課題解決のためのネットワーク構築事業実施要領第 6 条の規定により、下記のとおり、納税に関して申し出ます。

記

- 1（実施・連携）団体名称 ※該当する方を○で囲ってください。
- 2 住所
- 3 申出者の氏名
- 4 納税に関する申出内容

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）に基づく市民税に関して、滞納して	いない・いる
消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関して、滞納して	いない・いる

※該当する部分を囲んでください。

様式6（法人格が無い場合。町内会等除く）

年 月 日

代表者に関する申出書

地域課題解決のためのネットワーク構築事業に関わる企画提案について、地域課題解決のためのネットワーク構築事業実施要領第6条の規定により、下記のとおり、代表者として住民票を添えて申し出ます。

記

- 1（実施・連携）団体名称 ※該当する方を○で囲ってください。
- 2 代表者の氏名
- 3 代表者の住所
- 4 1年以上の活動実績（団体の種類、活動地域等も記載してください。）

※ 住民票を添付してください

※ 4には1年以上の活動内容が分かるように記載してください

なお、連携団体の場合には、1年以上を半年と読み替えてください。

年 月 日

(宛先) 札幌市長

名 称

事務所所在地

代表者の氏名

電 話 番 号

地域課題解決のためのネットワーク構築事業実施状況報告書

標記事業の実施状況について、下記のとおり、地域課題解決のためのネットワーク構築事業実施要領第9条第2項の規定により、報告します。

記

1 採択年度・事業名

2 連携・協力している団体名称

3 事業報告期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 事業の実施状況

連一様式 1

年 月 日

(宛先) 札幌市長

名 称
事務所所在地
代表者の氏名
電 話 番 号
E - M a i l

地域連携促進事業 参加申込書

地域連携促進事業に関し、下記のとおり関係書類を添えて応募いたします。

記

- 1 団体名称
- 2 添付書類

名 称			部数	チェック欄
(1)	連一様式 1	地域連携促進事業 参加申込書	1 部	
(2)	連一様式 2	地域連携促進事業 活動内容等説明書	1 部	
(3)		P R 冊子の団体紹介ページ	1 部	
(4)		直近年度の事業報告書（活動内容の説明）・活動計算書・ その他必要に応じ活動内容の分かる資料。 （直近年度の事業報告書・活動計算書を市に提出済の場合は提出不要です。）	1 部	
		（既存の団体パンフレット等を添付する場合）	(10 部)	
(5)	連一様式 3	納税に関する申出書 ※法人格がある場合	部	
(6)	連一様式 4	代表者に関する申出書及び住民票 ※法人格が無い場合	部	
(7)		登記事項証明書 ※法人格がある場合（N P O 法人除く）	部	
(8)		定款や規則等の写し	部	

※添付した書類は部数を記載し、チェック欄に✓を入れてください。

地域連携促進事業 活動内容等説明書

- 1 団体名称
- 2 活動内容
- 3 地域に紹介したいまちづくりのスキル・ノウハウ等の内容
- 4 スキル・ノウハウ等をまちづくりに活用することによる効果
- 5 地域での実施プログラム（町内会等から活用希望があった場合の実施方法）
※概ね1～2日程度の期間で実施可能なプログラムを提案してください。
 - (1)実施方法
 - (2)スケジュール
 - (3)人員体制
 - (4)予算（事業規模、活動人員、使用機材等を記載）
- 6 その他提案内容に関連した実績などアピールしたい事項など

注1 具体的、簡潔に記載してください。

注2 記載欄が不足する場合は、別紙により提出してください。

納税に関する申出書

地域連携促進事業の参加申し込みにあたり、下記のとおり、納税に関して申し出ます。

記

- 1 団体名称
- 2 住所
- 3 申出者の氏名
- 4 納税に関する申出内容

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）に基づく市民税に関して、滞納して	いない・いる
消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関して、滞納して	いない・いる

注 該当する部分を囲んでください。

連一様式4（法人格が無い場合）

年 月 日

代表者に関する申出書

地域連携促進事業の参加申し込みにあたり、団体の代表者として、住民票を添えて申し出ます。

記

- 1 団体の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 代表者の住所
- 4 活動の実績（団体の種類、活動地域等も記載してください）

※住民票を添付してください。

注 4には1年以上の活動内容が分かるように記載してください。